

2時間でわかる、 小さな会社の 労働契約書の作成ポイント

起業家
必見!!



参加
無料

日時 平成30年6月19日(火) *名刺を1枚ご用意お願いいたします。

13:30~ 受付 14:00~15:00 セミナー
15:00~16:00 グループコンサルティング

申込み締切
6月18日(月)
11:00まで

会場 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) **対象** 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご連絡申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

従業員10名未満の会社では「就業規則」の作成義務はありません。労働契約書が就業規則たるルールブックの代わりになりますが、労働契約書で就業規則の規定すべてを網羅することは不可能です。しかし、労働契約書に盛り込む内容を工夫することで労働紛争の原因を少なくすることは可能です。今回のセミナーでは、社会保険労務士がそのような労働契約書の作成のポイントをわかりやすく解説いたします。

14:00~15:00

セミナー
(60分)

2時間でわかる、小さな会社の労働契約書の作成ポイント

講師 正門 泰樹 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(正門社労士事務所)

15:00~16:00

グループコンサルティング
(60分)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(6月19日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ <http://sendai-elcc.jp/> ELCC 検索

営業時間 / 平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く